（変更の認定）

第四十条の十四　法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

［2・3　略］

（認定事業者の氏名等の変更の届出）

第四十条の十七　法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

二　当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

三　当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

（承継の認可申請）

第四十条の十八　［略］

2　法第百二十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

［一～四　略］

五　合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により電気通信事業の全部を承継する法人が、認定電気通信事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類（当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。）

イ　定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

［ロ　略］

六　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

［七　略］

3　法第百二十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

［一～五　略］

六　譲受人が認定電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはロに掲げる書類を除く。）

イ　その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

［ロ・ハ　略］

七　譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ　定款又はこれに相当する書類

ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

［八　略］

（変更の認定）

第四十条の十四　法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（認定事業者の氏名等の変更の届出）

第四十条の十七　法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

［新設］

（承継の認可申請）

第四十条の十八　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　定款の謄本及び登記事項証明書

［ロ　同上］

六　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

［七　同上］

3　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

イ　その法人の定款の謄本及び登記事項証明書

［ロ・ハ　同上］

七　［同上］

イ　定款の謄本

ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

［八　同上］